

新 (R7. 1. 20 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務委託共通仕様書 (令和7年10月15日)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. 2 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書_____に定める者をいう。</p> <p>2. 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書_____の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書_____の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第3章 業務の実施</p> <p>3. 2 設計方針の策定等 2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。 また、電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議し、その承諾を得なければならない。</p> <p>3. 3 適用基準等 1. 受注者は、業務の実施に当たっては、次の各号の基準及び特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。 (1) 建築関係工事共通仕様書 (2) 建築関係工事積算基準 (3) 福島県建築・設備___設計要領 (4) 建築関係工事特記仕様書 (5) 福島県環境共生建築計画・設計指針 (6) ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 (7) 福島県公共事業景観形成指針</p> <p>3. 9 守秘義務 受注者は、契約書_____の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>3. 10 再委託等 1. 契約書_____に定める「指定した主たる部分」とは、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務委託共通仕様書 (令和7年1月20日)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1. 2 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第14条に定める者をいう。</p> <p>2. 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書第34条の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第15条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p style="text-align: center;">第3章 業務の実施</p> <p>3. 2 設計方針の策定等 2. 受注者は、設計図書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。 また、電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議し、その承諾を得なければならない。</p> <p>3. 3 適用基準等 1. 受注者は、業務の実施に当たっては、次の各号の基準及び特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。 (1) 建築関係工事共通仕様書 (2) 建築関係工事積算基準 (3) 福島県建築・設備工事設計要領 (4) 建築関係工事特記仕様書 (5) 福島県環境共生建築計画・設計指針 (6) ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 (7) 福島県公共事業景観形成指針</p> <p>3. 9 守秘義務 受注者は、契約書第6条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>3. 10 再委託等 1. 契約書第12条第1項に定める「指定した主たる部分」とは、設計業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p>

新 (R7. 1. 20 適用版)	現 行
<p>3. 1 1 特許権等の使用 受注者は、契約書_____に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 1 2 監督員 3. 監督員の権限は、契約書に規定する事項とする。</p> <p>3. 1 3 管理技術者 2. 管理技術者の資格要件は、特記_____による。 4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその対応を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書_____の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>3. 1 7 計画通知申請（構造計算適合判定を含む）の手続き 1. 受注者は、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知（構造計算適合判定を含む）の手続きが特記により受領を指定された場合は、委託期間内に、発注者が同条第3項の確認済証の交付を得られるよう、業務を行う。</p> <p>3. 1 9 条件変更等 1. 契約書に規定する「予想することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2. 監督員が、受注者に対して契約書に規定する設計仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。</p> <p>3. 2 0 一時中止 1. 契約書_____の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>3. 2 1 発注者の賠償責任 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書に規定する一般的損害及び_____第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>3. 2 2 受注者の賠償責任 受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書に規定する一般的損害及び_____第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合 (2) 契約書に規定する契約不適合責任が生じた場合</p>	<p>3. 1 1 特許権等の使用 受注者は、契約書第13条に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 1 2 監督員 3. 監督員の権限は、契約書第14条第2項に定める事項とする。</p> <p>3. 1 3 管理技術者 2. 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。 4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第15条第2項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもってその対応を含め報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第15条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>3. 1 7 計画通知申請（構造計算適合判定を含む）の手続き 1. 受注者は、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知（構造計算適合判定を含む）の手続きが特記により_____指定された場合は、委託期間内に、発注者が同条第3項の確認済証の交付を得られるよう、業務を行う。</p> <p>3. 1 9 条件変更等 1. 契約書第22条第1項第5号に定める「予想することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 2. 監督員が、受注者に対して契約書第22条、第23条及び第25条に定める設計仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。</p> <p>3. 2 0 一時中止 1. 契約書第24条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>3. 2 1 発注者の賠償責任 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第31条に定める一般的損害____、契約書第32条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>3. 2 2 受注者の賠償責任 受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第31条に定める一般的損害____、契約書第32条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合 (2) 契約書第43条に定める契約不適合責任が生じた場合</p>

新 (R7. 1. 20 適用版)	現 行
<p>3. 2 3 契約内容の変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 委託料の変更を行う場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督員と受注者が協議し、設計業務履行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書_____の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更を行う場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>3. 1 9</u>の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項</p> <p>3. 2 4 履行期間の変更</p> <p>2. 受注者は、契約書_____の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務実施工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書_____の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務実施工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>3. 2 5 修補</p> <p>4. 発注者は、指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、契約書_____の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>3. 3 0 検査</p> <p>2. 受注者は、契約書_____の規定に基づいて、発注者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務づけられた書類の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。</p> <p>3. 3 1 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書_____の規定に基づき、受注者に対して成果物の一部の使用を請求することができるものとする。</p>	<p>3. 2 3 契約内容の変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) <u>業務</u>委託料の変更を行う場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 監督員と受注者が協議し、設計業務履行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書<u>第3 3 条</u>の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更を行う場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) <u>3. 2 5</u>の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項</p> <p>3. 2 4 履行期間の変更</p> <p>2. 受注者は、契約書<u>第2 7 条</u>の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務実施工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書<u>第2 8 条</u>の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務実施工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>3. 2 5 修補</p> <p>4. 発注者は、指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、契約書<u>第3 4 条第2 項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>3. 3 0 検査</p> <p>2. 受注者は、契約書<u>第3 4 条第1 項</u>の規定に基づいて、発注者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務づけられた書類の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。</p> <p>3. 3 1 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書<u>第3 6 条</u>の規定に基づき、受注者に対して成果物の一部の使用を請求することができるものとする。</p>